

原料費調整制度に基づく令和 2 年 5 月分のガス料金について

令和 2 年 4 月 10 日  
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づいて令和 2 年 5 月検針分に適用する調整単位料金の算定を行いました。

その結果、基準単位料金に対して +4.25 円（税込）の調整を行うこととなりました。なお、令和 2 年 4 月分料金と比較すると -0.09 円（税込）の調整となり、モデル世帯（ガス使用量 48m<sup>3</sup>/月）での1か月あたりの料金は、5 円（税込）安くなり 6,302 円となります。

令和 2 年 5 月検針分に適用するガス料金につきましては、4 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

令和 2 年 5 月分ガス料金

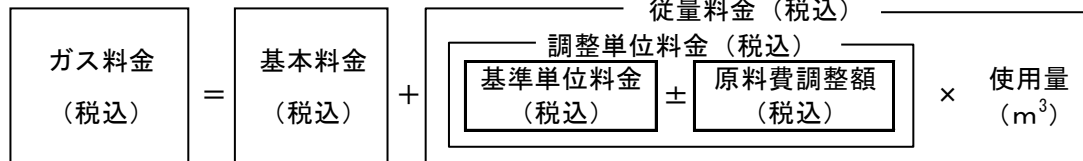
●一般契約料金表

区分	使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金 (税込)		
			基準単位料金	原料費調整額	計
料金表 A	0m <sup>3</sup> ~23m <sup>3</sup>	629.20 円	116.21 円	+4.25 円	120.46 円
料金表 B	24m <sup>3</sup> ~323m <sup>3</sup>	733.70 円	111.67 円		115.92 円
料金表 C	324m <sup>3</sup> ~	2,044.90 円	107.61 円		111.86 円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法（一般契約）

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。



原料費調整額の算定について

基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	平成29年6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入)
平均原料価格 (令和 2 年 5 月分)	52,910 円/t	令和元年 12 月 ~ 令和2年 2 月の平均原料価格 (貿易統計値) 52,910 円 (10円未満四捨五入)
調整単価 (毎月固定)	0.079 円/m <sup>3</sup>	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額

※料金の急激な上昇を避けるため、平均原料価格が76,770円以上となった場合は、平均原料価格の上限を76,770円としてガス料金の調整を行います。(一方、調整の下限はありません。)

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 52,910 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = 4,930 \text{ 円/t} \\
 &= \boxed{4,900 \text{ 円/t}} \quad (\text{100円未満切捨て})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\
 &= 0.079 \text{ 円} \times 4,900 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\
 &= \boxed{4.25 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴上記の計算の結果、令和 2 年 5 月分のガス料金では  
基準単位料金に対して、1m<sup>3</sup>当たり +4.25 円(税込)調整いたします。

※一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に  
基準単位料金に対して 1m<sup>3</sup>当たり +4.25 円(税込)調整いたします。